

グループホーム まいはあと  
(地域密着型認知症対応型共同生活介護)  
(地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護)  
運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団弘慈会が設置運営する地域密着型認知症対応型共同生活介護事業の運営及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する機能に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び住所は、次の通りとする。

- 1 名称 グループホーム まいはあと
- 2 所在地 宮城県栗原市若柳字福岡谷地畑浦88番地

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従業者の員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1名(兼務)  
施設長は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 管理者 1名(兼務)  
管理者は、施設の運営を一元的に行う。

- (3) 介護支援専門員 1名以上（兼務）  
介護支援専門員は、計画作成担当者の指導または助言を行う。適切なサービスが提供されるよう介護連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (4) 計画作成担当者 2名（兼務）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。
- (5) 介護従業者 14名（常勤換算）以上  
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- 2 施設長は、必要に応じ各職種に従業者を配置することができる。

### 第3章 利用定員

（利用定員）

第6条 利用定員は、18名（1ユニット当たり9名）とする。

（定員の厳守）

第7条 災害ややむを得ない場合を除き、利用定員数を超えて利用させない。

### 第4章 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（指定認知症対応型共同生活介護の内容及び手続きの説明と同意）

第8条 本事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得る。

（介護の内容）

第9条 地域密着型認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

（介護計画の作成）

第10条 計画作成担当者は、地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下 介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 計画作成担当者は、計画の作成後においても他の従事者との連絡を継続的に行い、介護計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第11条 本事業所が提供する地域密着型認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、要介護度ごとの介護報酬告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に 利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃：修繕・維持管理 18,000円／月 (30日)
  - (2) 食費：朝330円 昼440円 夕440円 36,300円／月 (30日)
  - (3) 水道光熱費：電気・ガス・水道 18,000円／月 (30日)
  - (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が選択し負担することが適切と認められる日用品については実費とする。
- 2 月の途中における入居又は退居については、日割り計算とする。
- 3 利用料の支払は、月ごとに現金によって指定期日までに受けるものとする。

## 第5条 入退居に当たっての留意事項

第12条 地域密着型認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援の認定を受けている介護保険被保険者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
  - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(個人情報保護)

第14条 本事業所は、個人情報保護に関する法律の全面施行に伴い、法人の基本方針及び個人情報保護規定に則り、利用者の個人情報の保護に努めなければならない。

(苦情処理)

第15条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第16条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

(事故発生時の対応・損害賠償)

第17条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第18条 地域密着型認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔保持し、常に衛生管理に留意する。

2 本事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、指針を策定し、従業者に周知を図らなければならない。

3 本事業所は、感染症が発生した場合、利用者の家族、来所者及び地域社会に対して、まん延防止に関しての対策を講じるものとする。

(1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施する。

(緊急時における対応策)

第19条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

## 第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(身体的拘束等の禁止)

第21条 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

第22条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適正に実施するための担当者を設置する。

## 第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第23条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護又は要支援認定の有無及び要介護又は要支援認定の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第25条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

①採用時研修	採用後2月以内
②経験に応じた研修	随時

(記録の整備)

第26条 本事業所は、この事業を行うため、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

付 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成15年8月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成15年10月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成15年12月24日から施行する。  
付 則 この規程は、平成16年5月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成16年12月1日から施行する。  
付 則 この規定は、平成17年4月1日から施行する。  
付 則 この規定は、平成18年4月1日から施行する。  
付 則 この規定は、平成18年8月1日から施行する。  
付 則 この規定は、平成19年4月10日から施行する。  
付 則 この規程は、平成20年8月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成21年7月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成21年11月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成25年12月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成26年8月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
付 則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。  
付 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。  
付 則 この規定は、平成30年6月20日から施行する。  
付 則 この規定は、平成30年8月1日から施行する。  
付 則 この規定は、令和元年10月1日から施行する。  
付 則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。  
付 則 この規定は、令和4年8月1日から施行する。  
付 則 この規定は、令和4年10月1日から施行する。  
付 則 この規定は、令和5年8月1日から施行する。